

鏡野町タクシー利用助成事業

令和3年12月1日からタクシー利用料金の助成をスタートします。

目的

高齢者等の日常生活の利便性の向上と経済的負担の軽減を図るとともに社会参加を促進し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

対象者

鏡野町にお住まいで、以下の条件に該当する人

以下の条件のどれか一つでも該当すれば助成の対象になります。

- ・65歳以上の方で運転免許証を保有していない方（おかやま愛カードの交付を受けた方を含む）
- ・身体障がい者手帳の交付を受けた方で運転免許証を保有していない方
- ・知的障がい者又は療育手帳の交付を受けた方で運転免許証を保有していない方
- ・精神保健福祉手帳の交付を受けた方で運転免許証を保有していない方
- ・特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けた方で運転免許証を保有していない方
- ・小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けた方
- ・母子健康手帳の交付を受けた方（ただし、出産予定日の1年後まで）

助成される額

タクシー利用料金の6割（1回の上限 5,000円）

利用回数に制限はありません。

【例】タクシー料金が

8,000円の場合 → タクシーを降りる際に料金の6割分4,800円を差し引いた3,200円を支払ってください。

11,000円の場合 → タクシーを降りる際に料金の上限5,000円を差し引いた6,000円を支払ってください。

助成される区間

鏡野町内から出発するタクシーか、鏡野町内に到着するタクシーが助成対象です。発着がともに鏡野町外の場合は助成対象外です。

申込みについて

保健福祉課・各振興センターで受け付けます



大きさ(たて4.0cm×よこ3.0cm)

申込は、令和3年11月1日からです。

★受付は、保健福祉課・各振興センターで、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

★申請書に記入・押印し、必要書類を添えて提出してください。

《必要書類》※顔写真（振興センター・役場でも撮れます。）

※各種手帳・受給者証の写し

※マイナンバーカードまたは医療保険証等を呈示

顔写真は、本人のみが撮影され、6か月以内に撮影されたもの

タクシー助成の利用の仕方

- ①タクシー予約時に「タクシー助成を利用します」とお伝えください。
- ②タクシーに乗車するときに「利用者証」を乗務員に必ず見せてください。
- ③タクシーを降りるときにタクシー料金の6割（最大5,000円）が差し引かれます。
- ④利用時間は、原則午前7時から午後7時までです。

利用できるタクシー会社

（町内に事業所があり、鏡野町の指定を受けた会社）

一般タクシー

鏡野観光有限会社	☎ 0868-54-0323	鏡野町古川 1141
有限会社中田石油店	☎ 0867-57-2600	鏡野町富東谷 434-1

介護タクシー

福祉車両つくしや	☎ 090-1185-8982	鏡野町吉原 598
湯気美介護タクシー	☎ 090-3630-0400	鏡野町奥津 84-6（要支援・介護認定を受けている方）

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 担当：井手 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891